

高知市公園灯 L E D 化業務委託

仕様書

令和 7 年 5 月

高知市

高知市公園灯ＬＥＤ化業務委託仕様書

本仕様書は、高知市（以下「市」という。）が発注する公園照明の一括更新事業に関して、事業者が当該業務を履行するために必要となる事項を示すものである。

1 業務名称

高知市公園灯ＬＥＤ化業務委託

2 業務期間

契約期間：契約締結の日から令和 18 年 3 月 31 日まで

ＥＳＣＯ事業のサービス期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで

3 業務内容

事業者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 現地確認・精査等

実施設計にあたり、市都市建設部みどり課が所管する都市公園等の全ての施設を対象として、台帳等を基に以下の内容について精査すること。

なお、更新対象数は、以下を想定している（太陽灯を除く）。

①公園照明灯（管理対象：1,188 灯 更新対象：1,132 灯）

②公園内トイレ照明器具（管理対象：1,185 灯 更新対象：1,185 灯）

ア 位置調査（対象：①②）

イ 各種情報調査（対象：①②）

所在地、引込柱、管理番号、お客さま番号など設備管理上必要となる各種情報の調査

ウ 設備調査（対象：①②）

灯具の種類、引込方法（単独、分電盤）、ワット数、アダプタの有無

エ 専用柱の劣化判定（対象：①）

老朽化していると判定された場合は、対応について市と協議すること。

オ 設備改修に係る調査（対象：①②）

(2) 電力契約の照合、電力契約申込み（対象：①②）

ア 電力会社と緊密に連携し、既設照明灯等に関する電力契約の調査照合及び現地調査結果の突合を行うこと。

イ 設備があつて電力契約がないもの又は電力契約があつて設備がないものを選別し、電力会社及び市と緊密な協議を行い、両者の整合を図ること。

ウ 既設照明灯等のＬＥＤ化に伴う契約変更の申込み、及び現地調査で把握した契約相違に関わる新設又は減設申込みの実施を行うこと。

エ 設備の改修が完了した施設は、必要な電力変更契約を現地作業後遅滞なく行い、市へ書面で変更完了の報告を行うこと。

事業者の不備により市へ損害が発生した場合は、事業者が負担するものとする。

(3) 照明灯管理システムの構築及びデータ更新

ア 世界測地系データに基づくデジタルマップに、現地調査や電力契約の整合の結果を反映させた上で、設備の把握、管理及びデータの更新が容易に可能な照明灯管理システム（以下「管理システム」）の構築を行うこと。

イ 管理システム上で管理する必要項目は、次のとおりとする。

また、事業者による提案等により、管理項目を追加する場合は、市と協議の上、決定する。

①管理番号

②位置情報、公園名

③灯具仕様（灯具種別、メーカー、型番、形式、ワット数、デザイン灯の有無）

④電柱番号（四国電力照明柱及び引込柱番号）

⑤電力契約情報（営業所名、名義、番号、種別、容量、契約灯数）

⑥設置年月日及び施工者名

⑦照明柱情報（形状、色、高さや径等の寸法）

⑧修繕、移設等の記録（作業年月日、作業内容、施工業者名等）

⑨写真

なお、トイレ照明については、上記①、②、③、⑤、⑥、⑧、⑨を管理システム上で管理するものとする。

ウ 事業期間中に、市が新設、移設及び撤去するもの並びに市に移管されるものについても、管理システムの対象とし、定期的にデータを更新すること。

エ 事業期間終了後には、維持管理が市で行えるよう管理システムを移管するものとし、移管方法・データ形式については、協議により決定すること。

(4) 照明灯管理ステッカーの設置

ア 管理番号を表記した管理ステッカーを、歩行者及び利用者から視認しやすい箇所に設置すること。

イ 管理番号は、既存の番号を廃止し、新たな番号を照明灯1基に対し1つ割り当てるものとする。

ウ 管理ステッカーの材質は、耐候性能があり、文字は劣化しにくく視認が容易なものとする。

エ 既にLED化されている照明灯についても、管理ステッカーを設置すること。

オ 本契約期間中において、市が新設した照明灯及び開発行為等により管理者以外のものが設置し、市に移管される照明灯についても、管理ステッカーを設置すること。（年10灯を想定）

(5) 設備のLED化改修等に係る計画の策定、設計、施工及び施工管理

関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、以下について実施すること。

ア 本業務のメリットを最大限に享受できる施工計画の策定、施工及び施工管理

イ 近隣住民や交通及び施設利用者に配慮し、十分な安全対策を講じた施工計画の策定、施工及び施工管理

ウ 作業者の安全と作業負担に十分配慮した施工計画の策定、施工及び施工管理

(6) 既設照明灯設備の撤去、リサイクル及び廃棄処分

関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、以下について実施すること。

ア リサイクルや廃棄処分に関する施工計画の策定

イ 撤去工事の施工及び施工管理

(7) 設備の維持管理・保証（無償修繕等）

ア 事業者は、引渡しの完了した更新設備について、維持管理に係る事業計画に基づき、市等からの修繕連絡を受けた後、該当設備を調査し、修繕等を行うこと。

イ 事業者は、市等からの修繕連絡を受け付けるためにコールセンター等を設置し、平日の午前9時から午後5時まで受け付けること。

ウ 事業者は、市からの設備に関する新設、撤去、移設等の連絡に基づき、管理システムのデータを更新し、アの修繕結果についても同様とすること。

エ 事業者は、既にLED化されている照明灯についても、管理システムにデータを反映し、契約終了までデータ管理を行うこと。

オ 事業者は、市が新設した照明灯及び開発行為等により管理者以外のものが設置し、市に移管される照明灯についても、管理システムに反映するためのデータを作成し契約終了までデータ管理を行うこと。

カ 本契約にて更新した設備の設置後から契約満了までの間、不点灯等の不具合発生時に速やかに対応し、市へ報告を行うこと。

キ 事業者は、市等から受け付けた該当設備の故障（不点灯等）について、原因究明を行い、原則5営業日以内に修繕を行うこと。

ただし、やむを得ない事情により期間中の修繕が行えない場合には、日程等について市と協議を行うものとする。

ク 修繕の際に生じる費用は、その損害の原因により、次のとおり、それぞれが負担することとする。

・ 事業者が費用負担する場合

①管理対象設備の不具合による故障

②本事業期間中の事業者による施工不良による故障又は破損

③火災、落雷、破損、盗難、雪害、風害、台風等による洪水・土砂崩れ等の水害、車両の接触・衝突、いたずら・破壊行為、電氣的・機械的事故などその他偶然、外来かつ急激な事故によって生じた損害

・ 市が費用負担する場合

①清掃、近接樹木の伐採、除雪など市又は市の依頼による作業者の責による損害

②地震、噴火に起因する損害

③戦争、暴動、変乱による損害

④本事業で更新していない設備の寿命による不点灯

⑤その他、上記以外で、事業者の責によらない損害

ケ 事業者は、設備の修繕の実施結果及び設備の維持管理状況を、定期的に市へ報告すること。

市は、維持管理が計画どおりではない、又は不十分であると認められるときは、事業者に

対して必要な措置を命ずることができるものとする。

コ 事業者は、市が市民等から受けた要望（まぶしい、暗い等）について、遮光板（又はルーバー等）の設置等の対応を行うこと。（予定数量 100 灯）

(8) 省エネルギー効果の計測・検証・保証

ア 事業者は、提案書に示した電気料金削減額及び削減保証額が確実に守られていることを証明するために、計測・検証業務を行うこと。

イ 事業者は、毎年度、アの検証結果及び修理・交換等の記録を市に報告するとともに、市の確認を受けること。

ウ 検証の結果、契約どおりに電気料金が削減できず、削減保証額にとどかなかった場合は、その差額を事業者が補償すること。

(9) 業務期間終了後、市への管理システム及び維持管理体制移行

ア 市が公園施設の維持管理を外部委託している現状を踏まえ、本業務終了後には、管理システム及び維持管理体制を滞りなく移行できるものとする。

4 照明器具に関する事項

(1) 共通事項

ア ISO9001 及び ISO14001 を取得している日本国内メーカーの製品とすること。

イ 電気用品安全法に基づく基準に適合していること。

ウ 照明器具の製造・販売の実績が 20 年以上あるメーカーの製品とすること。

エ LED 照明器具の製造・販売の実績が 10 年以上あるメーカーの製品とすること。

オ 製品に形式・ロットナンバーが明記され、管理がされていること。

カ 製品に使用されている LED チップは、製造業者を明確にできること。

キ フリッカーが発生しないこと又はフリッカー対策をしていること。

ク 定格寿命は 60,000 時間（光束維持率 80%未満になった時）以上とし、安全な使用が可能であること。

LED ランプでの更新の場合、定格寿命は 40,000 時間（光束維持率 80%未満になった時）以上とすること。

ケ 光色は、昼白色を原則とするが、電球色にも対応できる製品を使用すること。

コ 灯具交換を基本とするが、デザイン灯などの特殊形状の箇所では、市との協議の上、ア～ケを満たす仕様のランプによる交換も可とする。

(2) 公園照明灯

ア 既存照明と同等程度の照度を確保することを原則とすること。

イ 既存灯具に遮光機能（遮光板、ルーバー機能等）が備わっている公園照明灯は、同様の機能を有すること。

ウ 入力電圧は、100V/200V に対応できること。

エ 防塵・防水性能は、従来の防雨型に相当する IP23 以上とすること。

オ 既設ポールに取り付けが可能であること。

受圧面積は、既存設備と同等以下とすること。

設置条件等により困難な場合は、市と協議するものとし、構造の安全性を証明する資料を

求められた場合には速やかに提出すること。

カ LEDモジュール制御装置が器具内若しくは、ポール内に収容できる構造であること。

(3) トイレ照明

ア 既存照明と同等程度の照度を確保することを原則とすること。

イ トイレ外に設置する照明は、既存器具の防雨・防湿性能と同等以上とすること。

5 業務実施に関する事項

(1) 誠実な事業遂行

ア 事業者は、募集要領、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

イ 業務遂行に当たって疑義が生じた場合は、市と事業者の両方で誠意をもって協議すること。

ウ 導入設備の設置後から契約満了（10 年間）までの間、不点灯などの不具合発生時に速やかに対応が行えること。

(2) 契約期間中の市と事業者の関わり

本業務は、事業者の責により遂行され、市は、契約に定められた方法により事業実施状況について確認を行う。

(3) 市と事業者の責任分担

ア 基本的な考え

本業務の提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担すること。

ただし、天災や経済状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、原則として以下の「表：予想されるリスクと責任分担」によることとし、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。

なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

表：予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
事業全般	実施要項の誤り	実施要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	提案の誤り	本事業の提案が達成できない場合		○
	効果保証の未達	削減保証額を達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・工事による第三者への損害賠償義務		○
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○

	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	協議	
	事業の中止・延期	市の指示	○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期	協議	
		事業者の事業放棄，破綻によるもの		○
		市の事業放棄，破綻によるもの	○	
計画・設計段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期（詳細は契約書による）	協議	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする。）	協議	
	設計変更	市の提示条件，指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示，判断の不備によるもの		○
	資金調達	応募コストの負担		○
工事段階	第三者賠償	調査・工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	協議	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（建設費に対して影響のあるもののみを対象とする。）	協議	
	立ち入り許可	市の提示条件，指示の不備によるもの	○	
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	設計変更	市の指示条件，指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示，判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	市の責による工事遅延・未完工による引渡しの延期	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引渡しの延期		○
	工事費増大	市の指示，承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示，判断の不備によるもの		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良含む）		○
	一時的損害	引渡し前に工事目的物などに関して生じた損害		○
		引渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等，市の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	維持管理費の増大	事業者の責による維持管理費用の増大		○

	第三者賠償	維持管理における第三者への損害賠償義務	協議	
	設備の損傷	市の過失又は市の施設に起因する設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する設備の損傷		○
	市施設の損傷	事業者の故意・過失に起因する市の施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による市の施設・設備の損傷	協議	
	瑕疵担保	導入設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	契約不適合	導入設備に関する契約不適合責任		○
効果検証	設備の不良	導入設備が所定の性能を達成しない場合		○
	計測検証	計測・検証報告への疑義		○
	電気料金単価の変動	電気料金の単価の変動	○	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害，市の施設運営・業務への障害		○